地域のリスクとその管理

Dr Alexander Ressos, TEP
Attorney-at-Law (Switzerland and Germany),
Solicitor (England & Wales and Hong Kong)
Of Counsel, KGP Legal LLC
alexander.ressos@kgplegal.com.sg
www.ressos.com.sg

政治リスク

東南アジアでは、多くの投資の存続期間中に、クーデター、争われた選挙、大規模な抗議行動、急激な政策転換が起きてきました。近年で最も劇的な例はミャンマーです。2021年2月1日、軍は選挙で選ばれた指導者らを拘束し、非常事態を宣言しました。外国投資家の反応は迅速でした。タイの開発業者Amataは、ヤンゴンで進めていた10億米ドル規模の工業団地プロジェクトを中止しました。日本のビール会社キリンは、軍が支配するコングロマリットであるミャンマー・エコノミック・ホールディングス（Myanma Economic Holdings Limited）との合弁事業を解消しました。[1] この事例は、現地パートナーが制裁対象となる体制と結びついている場合、そのパートナーとの合弁事業がいかに早く資産から負債に変わりうるかを示しています。制裁の側面については、第H部第IV章で検討しています。

政治リスクは、より穏やかな形でも現れます。選挙によって、投資政策、関税、そして外国企業に対する当局の姿勢が変わることがあります。インドネシアの雇用創出法が示したように、裁判所の判断によって、投資家が依拠していた法律が無効とされることもあります。ナショナリズムの高ま

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

りが、天然資源、土地またはインフラの外国による所有に向けられることもあります。地域統括拠点は、各国におけるこうした動向を注視し、投資、ストラクチャーおよび人員配置に関する判断に反映させなければなりません。

通貨リスクと金融リスク

第D部第III章で検討する1997年のアジア通貨危機は、今なお域内の通貨リスクを考える際の基準点です。タイは1997年7月2日、バーツの変動相場制への移行を余儀なくされました。1997年6月から1998年7月までの間に、バーツは1米ドルあたり24.5から41に、インドネシア・ルピアは2,380から14,150に、マレーシア・リンギットは2.48から4.88に下落しました。[2] マレーシアは1998年9月に資本規制を導入し、リンギットを1米ドル＝3.80に固定しました。現地通貨で収益を上げる事業の資金をドル建てで借り入れていた企業は甚大な損失を被りました。また、マレーシアで資産が凍結された企業は、一時期それを本国に送金することができませんでした。

1997年の教訓は、今日に至るまで域内のトレジャリー実務を形作っています。シンガポールの地域統括拠点は、為替エクスポージャーを一元的に管理し、可能な限り債務の通貨を収益の通貨に合わせ、各国の交換性および送金に関する規制を注視しています。金融管理局が貿易加重通貨バスケットに対して管理しているシンガポール自身の通貨は、こうした業務にとって比較的安定したアンカーとなってきました。シンガポールに厚みのある外国為替市場があることで、地域のトレジャリー部門は、現地ではカバーが難しいエクスポージャーをヘッジすることができます。

汚職とガバナンス

加盟国間のガバナンスの差は大きなものです。2025年の腐敗認識指数（Corruption Perceptions Index）では、シンガポールがスコア84で3位、マレーシアがスコア52で54位でした。ベトナムは81位、インドネシアとラオ

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

スは109位で並び、タイは116位、フィリピンは120位でした。182か国中、カンボジアは163位、ミャンマーは172位でした。[3] これらのスコアは認識を測るものですが、地域で事業を行う企業が置かれた環境を示しています。

シンガポールから管理される企業にとって、このリスクには国内法上の側面があります。汚職防止法（Prevention of Corruption Act）は、国外で行われた汚職行為についてもシンガポール国民に責任を及ぼしており、裁判所はそうした行為をシンガポール国内で行われたものとして扱います。[4] 米国の海外腐敗行為防止法（Foreign Corrupt Practices Act）や英国の贈収賄法（Bribery Act）といった外国法も、親会社の国籍、上場先または事業を通じて、多くの地域統括拠点に及びます。法人の刑事責任と法執行については、第H部第V章で検討しています。実務上、各国子会社のための汚職防止管理体制を設計し監督するのは、多くの場合、地域統括拠点です。その範囲は、代理店や販売店に対するデューデリジェンスから、公務員や政治家への支払いの審査にまで及びます。

詐欺、詐欺拠点、不正資金

域内で最も深刻な新たなリスクは、カンボジア、ミャンマー、ラオスなどの施設（コンパウンド）から運営される組織的なオンライン詐欺の拡大です。プリンス・グループ（Prince Group）の事例は、こうした活動が金融センターにいかに近づきうるかを示しています。2025年10月、米国と英国は、詐欺拠点とオンライン詐欺の運営に関与したとされるとして、同グループとその会長である陳志（Chen Zhi）に制裁を科しました。米国の検察当局は、当時140億米ドル超の価値があった127,271ビットコインの没収手続に着手しました。シンガポールでは、警察が同グループに関連する約1億5,000万シンガポールドルの資産を押収しました。これには不動産6件、自動車11台、ヨット1隻が含まれます。[5] カンボジアは2026年1月、陳志が逮捕され中国に送還されたと発表しました。

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

地域で事業を行う企業にとっての教訓は、一部の市場では、取引相手、家主、パートナー、さらには銀行までもが犯罪ネットワークとつながっている可能性があるということです。シンガポールにとってのリスクは、こうした犯罪の収益が、同国の不動産市場、会社、金融機関を通じて洗浄されることです。第E部第VI章では2023年のマネーロンダリング事件を、第H部第III章ではマネーロンダリング対策の枠組みを説明しています。東南アジア各地から顧客、仕入先、パートナーを受け入れる地域統括拠点は、こうしたパターンを考慮したデューデリジェンスを行わなければなりません。

国家間の関係

近隣国間の紛争も事業に影響を及ぼすことがあります。シンガポールとインドネシアおよびマレーシアとの関係は、空域、海洋境界、水、自国民の扱いといった問題をめぐって、時に緊張してきました。しかし、それらは交渉を通じて解決されてもきました。2022年1月、ビンタン島での首脳会談（リトリート）において、シンガポールとインドネシアは、飛行情報区の再編、防衛協力および犯罪人引渡しに関する協定に署名しました。[6] 犯罪人引渡条約は、数十年にわたり批判されてきた空白を埋めるものであるため、金融犯罪にとって重要です。第F部第IV章では、これらの関係をシンガポールの外交の文脈に位置付けています。

注

1. Wikipedia, “2021 Myanmar coup d'état”（2026年11月最終閲覧）：2021年2月1日のクーデターと1年間の非常事態。Amataはヤンゴンにおける10億米ドル規模の工業団地プロジェクトを中止。2021年2月5日、キリンは軍所有のMyanma Economic Holdings Limitedとの合弁事業を解消。 ↩

2. Wikipedia, “1997 Asian financial crisis”（2026年11月最終閲覧）：タイは1997年7月2日にバーツを変動相場制に移行。1997年6月から1998年7月

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

までの1米ドルあたりの為替レート：バーツ24.5から41（−40.2%）、ルピア2,380から14,150（−83.2%）、リンギット2.48から4.88（−49.1%）。マレーシアは1998年9月に資本規制を導入し、リンギットを1ドル＝3.8に固定。IMFの支援パッケージはタイに170億米ドル超、インドネシアに230億米ドル。 ↩

3. Wikipedia, “Corruption Perceptions Index”（2026年11月最終閲覧）、2026年2月公表の2025年版指数：シンガポール84（3位）、マレーシア52（54位）、ベトナム41（81位）、インドネシア34（109位）、ラオス34（109位）、タイ33（116位）、フィリピン32（120位）、カンボジア20（163位）、ミャンマー16（172位）、スイス80（6位）、香港76（12位）。対象182か国。 ↩

4. Prevention of Corruption Act 1960、第37条：国外で同法に基づく犯罪を行ったシンガポール国民は、当該犯罪がシンガポール国内で行われたものとして扱われうる。現行の条文はSingapore Statutes Onlineで確認されたい。 ↩

5. Wikipedia, “Prince Group”（2026年11月最終閲覧）：同グループと陳志は2025年、その“alleged role in operating scam centers and online fraud”を理由に制裁対象とされた。2025年10月に凍結された資産には、140億米ドル超の価値がある127,271ビットコインが含まれる。シンガポール警察はプリンス・グループの資産1億5,000万シンガポールドル（1億1,500万米ドル）を押収し、これには不動産6件、自動車11台、ヨット1隻が含まれる。2026年1月、カンボジアは陳志が逮捕され、市民権を剥奪されたうえで中国に送還されたと発表した。 ↩

6. Wikipedia, “Indonesia–Singapore relations”（2026年11月最終閲覧）：2022年1月、ビンタン島での第5回シンガポール・インドネシア首脳会談（リトリート）において、ジャカルタおよびシンガポールの飛行情報区の再編（インドネシアが一部の航空航法業務を25年間シンガポールに委任）、防衛協力、ならびに包括的な犯罪リストを対象とする犯罪人引渡しに関する協定に署名。 ↩

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

Disclaimer

This article is provided for general information only. It is based on publicly available sources as at its date of publication. These sources have not been independently verified against licences, regulatory registers or the records of the entities concerned. It is not legal, tax, financial or investment advice. Nor is it a recommendation to invest in, transact with or use the services of any entity mentioned. Law and regulation change frequently, so the content may be incomplete or outdated. To the fullest extent permitted by law, Dr Alexander Ressos and the publisher of SingaporeIQ exclude all liability for loss or damage arising from the use of or reliance on this article. Readers should obtain advice on their specific circumstances before acting or refraining from action.

Names and trademarks of the entities discussed belong to their owners and are used for identification only. Their mention implies no endorsement, affiliation or allegation of wrongdoing. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. Corrections and updates: contact@ressos.com.

© 2026 Dr Alexander Ressos. This article may be quoted with attribution to SingaporeIQ (SingaporeIQ.com). Reproduction in full and any commercial use require prior written consent. The Legal Terms at https://singaporeiq.com/legal-terms apply.

Author contact: Dr Alexander Ressos, TEP · contact@ressos.com